

令和8年2月13日

医科診療所の長
歯科診療所の長
保険薬局の長
訪問看護ステーションの長

殿

山梨県福祉保健部医務課長
(公 印 省 略)

**診療所等賃上げ支援事業に係るベースアップ評価料の届出
及び支援金交付に関する要件等について (通知)**

平素より、本県の保健福祉行政に格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、昨年12月、国の総合経済対策に関連する補正予算が成立し、県においても、この補正予算に呼応し、診療所等における従事者の処遇改善や、物価上昇の影響に対して支援するため、令和7年度12月補正において、診療所等の賃上げ・物価高騰対策支援事業を予算化したところで

す。
本事業については、現在申請受付に向けた準備作業を進めているところですが、このうち、賃上げ支援事業については、診療報酬上の届出が条件となっています。

このため、診療所等において円滑な事務処理が図られるよう、施設ごとに求められる届出内容と申請スケジュール等をお知らせいたします。

ア 令和8年3月1日時点で「ベースアップ評価料」の届出を行っている医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション

イ 現行の制度上「ベースアップ評価料」を届け出られないが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション

ウ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」を届け出ることを誓約する保険薬局

※特に上記アについて、補助金申請を希望する場合は上記期限に間に合うように関東信越厚生局への届出を行うようご留意願います（届出方法等は、関東信越厚生局 指導監査課にお問い合わせください）。

申請受付等に関する情報は、改めて各診療所等に直接通知いたしますが、別途県のホームページにも情報を掲載しますので、必要に応じて御確認ください。

なお、県より別途ご案内している「福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金」事業と、本事業は異なる事業ですので、申請や問い合わせ先等にご注意ください。

(制度概要) 裏面をご確認ください(※令和8年2月9日時点)

【賃上げ支援事業】

1 支給対象者

各施設区分ごとに次の①～③を満たす、医科診療所、歯科診療所、保険薬局、訪問看護ステーション

- ① 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
- ② 令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。

- ③ ア 令和8年3月1日時点で「ベースアップ評価料(※1)」を届け出ている医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション

イ 現行の制度上「ベースアップ評価料」を届け出られない(※2)が、令和8年度6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション

ウ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」を届け出ることを誓約する保険薬局

(※1) 「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料(医科)」、「入院ベースアップ評価料(歯科)」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

(※2) 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のみ診療所等

2 支給対象となる賃金改善(※3～5)の内容

- ・原則として、令和7年12月から令和8年5月まで間に職員のベースアップを行っていること。
- ・ただし、直ちに賃金表や給与規定等の改正が困難な場合は令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分について、一時金や特別手当として令和8年3月までの間に対象職員に支給することをもって代えることができる。この場合は令和8年4月及び5月分についてはベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うことが条件。
- ・令和8年8月1日までに「賃金改善報告書」を提出していただく必要がある。

(※3) 令和7年4月から11月までの間のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回る賃上げを実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

(※4) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担

分も含むものとする。

(※5) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に 係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は 地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

3 補助額

有床診療所(※6) 許可病床数×72千円
医科無床診療所 1施設×150千円
歯科診療所 1施設×150千円
保険薬局(※7) 1施設×145千円(～5店舗)
1施設×105千円(6～19店舗)
1施設×70千円(20店舗～)
訪問看護ステーション 1施設×228千円

(※6) 許可病床数が2床以下の有床診療所は1施設×150千円を支給する。

(※7) 1法人あたりの薬局店舗数(厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数に基づく)に応じて支給する。

4 留意事項

- ・上記については、現時点での国の実施要綱に基づいており、今後変更が生じる可能性があります。
- ・今後の詳細については、適宜、県ホームページにてお知らせします。
〔本通知発出時点での今後の予定〕
 - 申請に関する問い合わせ窓口：3月上旬に開設予定(県ホームページにてご案内)
 - 申請の開始時期：令和8年4月(予定)

【掲載ホームページアドレス】

<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07iryokaigosienpakkeji.html>

山梨県／「医療・介護等支援パッケージ」(医療分野)
における賃上げ・物価上昇に対する支援について

検索

本通知に関する問い合わせ先(※施設区分ごとに異なります)

- ・医科/歯科診療所：055-223-1480(医務課医療企画担当)
- ・訪問看護ステーション：055-223-1484(医務課看護担当)
- ・保険薬局：055-223-1491(衛生薬務課薬務担当)

